



記者発表資料

狩野川水系河川整備計画(大臣管理区間)を変更しました
～気候変動の影響を踏まえた河川整備計画への変更～

中部地方整備局は、狩野川水系において近年の出水の状況、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、今後概ね30年間の河川整備の実施内容をまとめた「狩野川水系河川整備計画(大臣管理区間)」(以下「河川整備計画」という。)を令和8年5月11日に変更しました。

新たな河川整備計画では、狩野川放水路分流堰の改築、狩野川放水路の改築等を含めた洪水調節機能確保、河川空間の利用、河川環境の保全・創出等を行うことを計画しています。引き続き各水系において、気候変動の影響を踏まえた河川整備計画の見直しを進めてまいります。

1.資料： 狩野川水系河川整備計画(大臣管理区間)の変更概要
(河川整備計画変更本文については下記にて公表しております)
<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/seibi/>



2.配布先： 中部地方整備局記者クラブ、沼津記者会、三島記者クラブ

3.問い合わせ先：

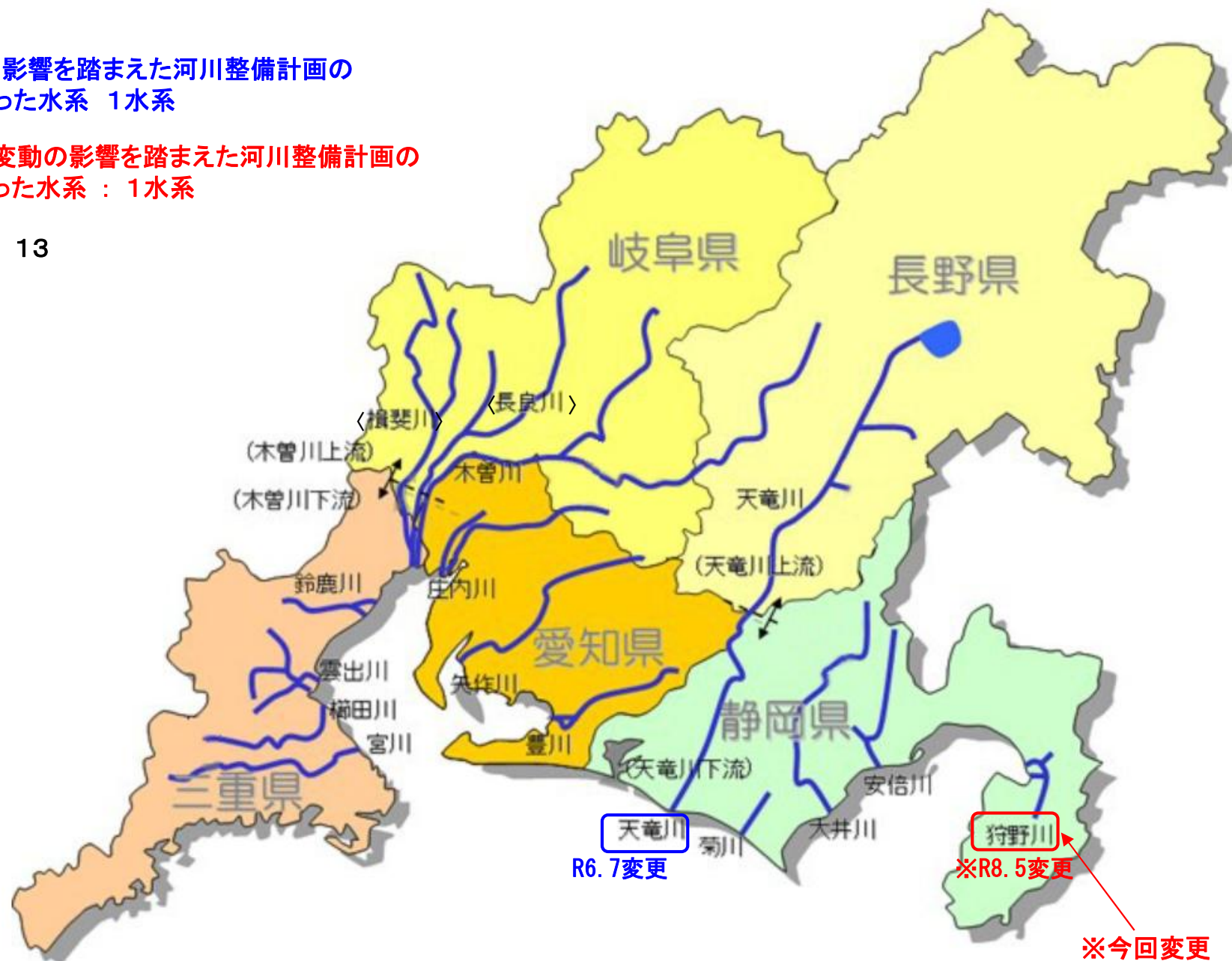
〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課(総括)
課長：コイズミ アキヒコ 小泉 陽彦 建設専門官：ハヤセ マサノリ 早瀬 正格
TEL 052-953-8148(河川計画課直通)

〒410-8567 沼津市下香貫外原 3244-2
国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所
副所長(河川)：ホドヤ ヒロナリ 程谷 浩成 流域治水課長：サカイ ダイスケ 酒井 大介
TEL 055-934-2009(流域治水課直通)

気候変動の影響を踏まえた河川整備計画の変更水系

-  気候変動の影響を踏まえた河川整備計画の見直しを行った水系 1水系
-  今回、気候変動の影響を踏まえた河川整備計画の見直しを行った水系 : 1水系

全水系数 : 13



河川整備基本方針と河川整備計画の概要

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

- 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針
の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針
の決定・公表

(一級河川の場合)
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)
都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容 (計画対象期間 : 20~30年間程度)

- 河川整備計画の目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画の
案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させる
ために必要な措置

関係住民

意見聴取

(一級河川の場合)
関係都道府県知事

河川整備計画の
決定・公表

(二級河川の場合)
関係市町村長

河川工事、河川の維持

河川法（昭和39年7月10日法律第167号）（抄）
（河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2（略）

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6（略）

7 前三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。